

発議第1号

議案第14号令和6年度東伊豆町一般会計予算に対する附帯決議について

地方自治法第112条及び会議規則第14条第3項の規定により、議案第14号令和6年度東伊豆町一般会計予算に対する附帯決議を別紙のとおり提出する。

令和6年3月21日提出

東伊豆町議会議長 笠井 政明 様

提出者 予算審査特別委員会
委員長

栗原京子

賛成者 予算審査特別委員会
副委員長

小田豪彦

議案第14号 令和6年度東伊豆町一般会計予算に対する附帯決議

この度の令和6年度東伊豆町一般会計予算案には、「域内交通実証事業」のほか、新規事業に取り組むための各種予算が計上されている。しかしながら、これらの事業は、町民、議会等への十分な説明及び議論が尽くされたとはいえない。よって、予算執行にあたっては以下の点に留意し、丁寧な対応を図るよう強く求める。

記

1. 域内交通実証事業について

同事業については、委託料として1千500万円が計上されているが、令和5年度の下半期に行われた実証実験の結果を踏まえ、令和6年度に予定する実証実験の見直しに触れる答弁があった。令和6年度予算可決後にはなるが、早急に実証事業の内容を見直し、議会との協議による合意形成を図った後に、事業を実施するよう求める。

2. 町民が主体となるまちづくりへ

町は、外部からのアドバイスや提言を受けて事業実施を図る手法並びに大学、民間等と連携しつつ事業を進める手法を取り入れており、町の発展に寄与している。一方で、事業に至るまでのプロセスが町民に分かりづらいため、今後はイベント等を含め、事業の分かりやすい周知に努めるとともに、各分野における町民参画の機運を高めて、町民が主体となるまちづくりに取り組むことを求める。

以上、決議する。

令和6年3月21日

東伊豆町議会